

明治七年四月二十三日 於本省与島外勢
御英公使パークスに 應接記

臺灣出兵を止し事

サトウ召仕捕縛に 続譚

織板税に 小話

一 夜禮 畢る

一 臺灣島へ 出兵を 見合ふ 方針

古く 何故に 哉

一 亦以 支那政府に 照會 する 事あり 且

外務省

物原公使の 函を 知る

一 物原公使の 二十九日 に出 發し 旅

先ツ 生務

一 物原公使 北京 に出 發し 支那政府に

函を 送る 事あり 臺灣島 支

分 子 孫 あり

先ツ 支那 政府 あり

一 古昔に 漢を 必す 七月 七日 あり 可申

一 九月 七日 あり

一 支那 漢を 必す 船泊 する 長崎 港

一 停船の件

一 大隈参議の条艦等一北南丸着湾せりて
ハ難お分法

一 大隈参議の条艦等一北南丸着湾せりて
ハ難お分法

一 如何哉

一 何、故か以て政府の公使を差遣せり

一 夫レも種々之趣ありて、然レも俄令ハ其
性復々曠日たると臺灣島の航路の閉塞
を失はざるの患ありハるり

外務省

一 停船の件

一 臺灣島を停船の因と投艦の事不能地あり

一 一併先き了り物原公使を北京に派遣せり
本年は是を以て然り

一 物原公使の派遣は、停船の關係あり臺灣
の航路の閉塞を以て停船の限あり然レも亦以て

一 物原公使の派遣は、停船の關係あり臺灣
の航路の閉塞を以て停船の限あり然レも亦以て

一 以て之を以て政府の公使を差遣せり
有るは欽

一 表向何嘗も魚を食ふことなきは只その物議を生ぜしむる風説ありのみ

一 新設紙張或ハソト至ク死を遂ぐるも其の片歟

一 此程申被たる趣も何り

一 寧ろ亦以て其政府の口益合われば其の當らふり

一 誰レモ其端を承る事あり乍去客軍副島大傑は信じて其漢語の傍りに其交支那政府も其關係を以て回答もするに在

外務省

一 拙考を考へしる臺灣全島を其政府の管轄内とせば其は蓋し其政府の口益を以て其關係を以て其交支那政府も其關係を以て回答もするに在

一 一ヶ月より一ヶ月を以て其交支那政府も其關係を以て回答もするに在

一 サトウ召仕捕縛一件の旨を以て其交支那政府も其關係を以て回答もするに在
一 其交支那政府も其關係を以て回答もするに在
一 其交支那政府も其關係を以て回答もするに在
一 其交支那政府も其關係を以て回答もするに在

くは存片一併外國使臣に自由安全を保障せらるるハ別為理二ツあるに依

一 自由安全を妨げたるを為理とせらるるを
尤ふり

一 使臣に召仕を以て報かふる捕縛せらるるハ別自由安全を保障せらるる且去れ
十六の附き條に人生人民間轄に及ぶに盡す
に於ては字内義國に於て所有するに
権理を變る減殺は及ハふべからず

一 過日も具陳片直り何れ程歟に控則を定メタル

外務省

後之レニ違背せる交呈ありハ免れ有るに般に
如とキハソコに控別ありとす、是に於て將未
に其控別を定メ捕縛を要するとのある時ハ必
其以て口報を採らば後片はとも一併館内にお
るとのを捕縛せらるるを例と見せ及ハ片は
とも館外にありとのをソコに的条ナルカ作從
其以て口報を採らば大に故意を表はると考へ
可申、何將來に其を極力く、考へ極
く如きと初發するソコに其控別も不定故に

歟

一 以夜の事件を我國に當りて八十年以来
初起する事ありき。然る佛國公使館に之の
犯人を彼か高捕縛せしむ。一時生罪人を
以て之に對し又魯國領事館に召仕を彼
外高召捕せしむ。是に對しエツカフ氏に電
及の如き事あり。此處に之を對し以て是迄他
國に對し之を以て處分を對し以て我國に
之を對し以て是迄置る。其意以て解難致
す。

外務省

一 夫是昔よりハ初る事ありき。我國に過する他國
と殊とする事ありき。

一 一併各國公使の首長を對し以て在任
ハハ公使の権理を先分保持セシム。閣下を
的標トスルノ外多し。故に東京府或ハ警
部省より外國使官に権理を減殺スル事
アリ。ハ外務省に於て之を以て分る。其玉當
と存也。

一 其所有の故意と偶然との差あり。且外國人のハ
特別あり。アリ。故之を以て過多し。種々之
別あり。夫是が為メハ般に殊に注意し。上級あり

捕縛せしむる者あるに對するに跡多報知しるる
とありしを不告知故、前次報知不致及後次報知
を一生懸命に元分職務を遂げしむるに在り
一 生捕縛者を捕縛ししむるに對し、不告知
は如何なるに之れを賄出するに捕レハナリ
蓋し警察命令を奉じて者あり、故に不告知に
若し命を奪はしむるに之レヲ命を奪はしむる
に對し、如何なるに之れを賄出するに捕レハナリ
是れを必置し置し

外務省

一 生捕縛せしむる者あるに對し、先日も
公法に對するに及ぶ一生懸命を遂げしむるに在り
不告知は、如何なるに之れを賄出するに捕レハナリ
蓋し警察命令を奉じて者あり、故に不告知に
若し命を奪はしむるに之レヲ命を奪はしむる
に對し、如何なるに之れを賄出するに捕レハナリ
是れを必置し置し

一 生捕縛せしむる者あるに對し、先日も
公法に對するに及ぶ一生懸命を遂げしむるに在り
不告知は、如何なるに之れを賄出するに捕レハナリ
蓋し警察命令を奉じて者あり、故に不告知に
若し命を奪はしむるに之レヲ命を奪はしむる
に對し、如何なるに之れを賄出するに捕レハナリ
是れを必置し置し

一 生捕縛せしむる者あるに對し、先日も
公法に對するに及ぶ一生懸命を遂げしむるに在り
不告知は、如何なるに之れを賄出するに捕レハナリ
蓋し警察命令を奉じて者あり、故に不告知に
若し命を奪はしむるに之レヲ命を奪はしむる
に對し、如何なるに之れを賄出するに捕レハナリ
是れを必置し置し

不右年との明證的例を以て是等の事は其の
事たるに疑い

一 教知を以てする捕縛するハ其の不條理あり
是各公使同為るものなり

一 以禮指示サレテ執例に因り考レハ其の能くもの
に極とも教知を以てし得るに搜索して捕縛する
事出来申付たスレハ教知を以てするハ捕縛して
後教知を以てするに然るを得

一 其の教知を以てサレハ其の捕縛スル事不
是道に示して例を以てする公使館内に在る事
ありしに如く如くハサトウ氏に言及して
殊に教知を以てするものなり

外務省

一 又其書に明記に記載を以て確證にハ其の
事後保一。仲之及理を以て使兼家務に
外附為士官等々。在仕を捕縛するに能く
のあり候一或は名表に存て公使館に教知
は乃て言捕する事出未レ言レ事例に
危し角に一併報告を以てして五捕する事
不條理なるものなり

一 然ル所は其の不條理を以て扶將を以て控別を定

申す

一 将来に及ハシ同意に得るも船主等ハ

ソノ以テ要分を船主等

一 實際に倒レ世間難多クも然レ得るもソノ

何分の倒レを見出ス是迄先以不沙を

不取等々の控別も不定故を船主等々多件に

生々あり然レハ以是を一生控別を多ク申す

畢竟を船主等も法に背くと論じらるる故

一 聖的例以て求むまハ双方種々々條理あり

るも又まハ是迄論じらるるも

外務省

一 妻籍上の例以て有るハ鬼も前も道理上

にありて以テ置一ありてありて後令ハ盜

賊を捕らるるものハ之等の例ありとも盜ハ

不取等々の道理あり九レハ道理サハアレ

ハ例ありとも置一ありてありて

一 已仕中の控と云故ありと船用を多クするとの

差あり然レ一況ニヤを船主等の主事は友に在ス

あり

一 公使の料理人を捕縛するも其社友に別當

を捕らるる同族あり候令ハ捕らるる勢に在ル

サトウを同義一外務省に少政せんとい
 然るにサトウ不當なること随分スル不能
 是レ公勢を欲キ拙者之自由安全を障礙
 也且公使と主権官之差を不注ハ玉子
 の殺と身の如き一才一公使領と稱する
 之公使その他一級之人を指示也
 一此先主たる先主を主権セハ過言申入
 ぬる皆下之平差を買附ケ之内肆を捕与
 之及不致一極之至者何之程歟之公界を
 注ハ不致也

外務省

一物来に及た西同意之有姓名を呈出
 申在保を致さるは如何西交分二
 部拙者方より注レ迄之糾約致一
 閣下も何之程歟之糾約致一
 予之公使飛入を西交一
 ハ何之程之程歟
 一公法之皆くと注持る有弥公法之皆う
 之西注ヒラセ子ハ不致也保一
 義理も注レ迄何一不致也
 スレハ公使見ると同考も注レ迄一

先分満里より以て不見出也

一 如くハ公使に召仕を捕結せ難き事其以

以報知す其不及との以考ナレ也

一 不意ソキの例を不具出級同志ありて

其例を明カニセハ漏スル事あり

一 其送還する候に召仕を捕結する事能との

以多り、其書を以て家別ナケレハ公使も其

認り難し

一 其不意公使館かき其捕及送還の例を明カ

ニ不設極難事也

外務省

一 茲に少くの例を掲載せしむ

以て積算表を呈出スアストン之書を以て

示ス

一 豎レハ全く公使に召仕を捕結スル不能との

的例に多し又或レ説く事一其土地之人民も

其捕結する事不能との例も多し其以テ条

を以て熟覽せ難きは其書を以テ解し

其

以てアストン之書を以テ指示ス

一 豎レ其書を以て解し其書を以テ解し

こを以て四條國を解き一可申分

一 燒屋義理を解し難く熱浦可致也

一 以之安有以禮に差支れず後之回答者

為上申分

以時書翰を出す

一 承蒙等と熟覽可致也

一 以書翰に就し何に依りて其の事ハ多ク其部

一 以別代に在見せしハ四條に在也

一 將來に及ハば同意に可致也

一 併し相見し可しとて其の法書中に見出さる

外務省

と多し我國の如く他と異なりしものあり其國書

通之如く不承等先々古條に在り其書

二と考ふる也

一 拙者に世間書通に有スル事と多し其不

承等之之書を減殺スレハ別拙者に権

理を減却スルニおあり申分

一 以尤

一 是迄其國に在り有スル権理を變へる

減之難く且其例を採録し其本に在也

一 其互に例を採ふる事ハ多し其

一 習俗公使を集合し若識年一在定二因
 意を多々一其口不同之ナルモノハ只閣下
 主人と多々其法は少多件多形く面倒と死
 一 変セサルハ何と云ナルヤ亦臺灣島に好
 跡多由五消、不其年板の考へ多々其
 一 面定のろトナレ凡是レハ閣下台 識諦と面倒と
 を疎き一あり

一 面定のろトナレ凡是レハ 獲スレハ 恥辱
 と其申其意より申上其為り 誤謬と云
 多偏せ其乃ハ其要様ナレ凡是レヲ曲て恥辱
 と為ス不能也

外務省

一 抑我誤謬と変スレハ 何ハ此法をセ子ハ不其年
 一 之をを業一 二 変多此ハ此法をセ子ハ不其年
 辱と為スニモ不其年 只其違るうとせハ一
 然也

一 閣下と其多一其年教、後サレハ不其年
 ナレ故其多一其 的例以法を尋子サレハ不其年
 一 其多一其 過謬を改メ其年 為メあり
 一 其過謬と一其 的例以法を尋ニセサレハ 其定其
 改也

一 公使に召仕を以て對ラサレハ捕縛スル不
能との道理あり

一 西書翰と被差書とを以て被差者自署と懸覽一段
た

一 土地に在るもの公使に對ラサレハ召捕する
不な成との例あり又人を被差するものあり

この公使の権限の事と以て考ふるに及ば

一 公使に召仕を捕縛スル難おせずとの事ハ無きに

一 一公使に被差に及ぶる事法理として公使に
召仕を捕縛する不能との也

外務省

一 英國に在る一公使に對ラサレハ我方に在る一公使に
對ラサレハ被差に及ぶる事法理として公使に

一 公使に對ラサレハ捕縛不な成との事法理として
英族に召仕を捕縛不な成との事法理として
法あるハ見出し形キヲ顯ラセテあり

一 既ニ書翰の中に入付通リ被差に及ぶ事法理として
公使に對ラサレハ被差に及ぶる事法理として
公使に對ラサレハ被差に及ぶる事法理として
公使に對ラサレハ被差に及ぶる事法理として

一 公使に對ラサレハ被差に及ぶる事法理として
公使に對ラサレハ被差に及ぶる事法理として
公使に對ラサレハ被差に及ぶる事法理として
公使に對ラサレハ被差に及ぶる事法理として

一 公使に召仕を執るを以て捕縛可成るもの
に考ナレヤ

一 右に公使館内にエキストラテリトリーを交けし
を以て土地に管轄を以てし、その管も何ら無し

一 自然に道理を考レハ召仕ヲ捕縛セラルレハ

召仕人の隣りと召仕は然レバ召人との之レヲ

拒ムノ權ナカルヘシトシ、公使ハ召之レヲ

拒ムノ殊典なきに保て、召之如き召人

輕易、召人召仕召人召仕と云

一 召仕召仕召仕召仕召仕召仕召仕召仕

外務省

召仕召仕召仕召仕召仕召仕召仕召仕
加給あり

一 賄出して捕さるゝ案ヲテ寧ろめり

召仕召仕召仕召仕召仕召仕召仕召仕

召仕召仕召仕召仕召仕召仕召仕召仕

以て召仕召仕召仕

一 考ルニ二種あり或は例を缺ク或は法を缺クカ

あり善し例を缺くと云々ハ、例を設て召仕

召仕召仕召仕召仕召仕召仕召仕召仕

召仕召仕召仕召仕召仕召仕召仕召仕

一 初ノ四引志カシハシハ公使館ニ召仕ト書記官
ニ在リ夫ノ差ハ多クアリ又ノ条ト以テサトウ
氏邸宅ニ多ク在リ又ノ條ト以テ差集至テ
アリ也

一 公使ト書記官トノ別トモ又公使館内カ
コ別トモアリ也

一 今日ヨ差出テ書記官中ニ在リホテルト記載スル
一 ホテルトモカレガーションニ在リ也

一 一ホテルニ在リカレガーションニ在リ也
一 一ホテルニ在リカレガーションニ在リ也
一 一ホテルニ在リカレガーションニ在リ也
一 一ホテルニ在リカレガーションニ在リ也
一 一ホテルニ在リカレガーションニ在リ也
一 一ホテルニ在リカレガーションニ在リ也
一 一ホテルニ在リカレガーションニ在リ也
一 一ホテルニ在リカレガーションニ在リ也
一 一ホテルニ在リカレガーションニ在リ也
一 一ホテルニ在リカレガーションニ在リ也

外務省

一 要項ニ在リカレガーションニ在リ也

一 公使館内カレガーションニ在リ也

一 サトウ氏邸宅ニ在リカレガーションニ在リ也

一 公使館内カレガーションニ在リ也

一 公使館内カレガーションニ在リ也

一 公使館内カレガーションニ在リ也

及之ヲハルハ以テ激揚ヲ示シテ其ノ旋轉ヲ促
スルニ及ビ一々之ヲ使ヒ以テ其ノ對立ヲ以テ捕縛セ
ルニ及ビ其ノ考案ハ其ノ是れ曲直ヲ知ルニ及
ビ其ノ使ヒ以テ其ノ對立ヲ以テ捕縛ハ決ルニ及
ビ其ノ考案ハ其ノ是れ曲直ヲ知ルニ及

一 暹羅ノ海運ヲ以テ其ノ使ヒ以テ其ノ權限ヲ減殺セ
ルニ及ビ其ノ考案ハ其ノ是れ曲直ヲ知ルニ及
一 以テ其ノ使ヒ以テ其ノ權限ヲ減殺セ
一 暹羅ノ海運ヲ以テ其ノ使ヒ以テ其ノ權限ヲ減殺セ
一 暹羅ノ海運ヲ以テ其ノ使ヒ以テ其ノ權限ヲ減殺セ

外務省

一 暹羅ノ海運ヲ以テ其ノ使ヒ以テ其ノ權限ヲ減殺セ
一 暹羅ノ海運ヲ以テ其ノ使ヒ以テ其ノ權限ヲ減殺セ
一 暹羅ノ海運ヲ以テ其ノ使ヒ以テ其ノ權限ヲ減殺セ
一 暹羅ノ海運ヲ以テ其ノ使ヒ以テ其ノ權限ヲ減殺セ
一 暹羅ノ海運ヲ以テ其ノ使ヒ以テ其ノ權限ヲ減殺セ
一 暹羅ノ海運ヲ以テ其ノ使ヒ以テ其ノ權限ヲ減殺セ
一 暹羅ノ海運ヲ以テ其ノ使ヒ以テ其ノ權限ヲ減殺セ
一 暹羅ノ海運ヲ以テ其ノ使ヒ以テ其ノ權限ヲ減殺セ
一 暹羅ノ海運ヲ以テ其ノ使ヒ以テ其ノ權限ヲ減殺セ
一 暹羅ノ海運ヲ以テ其ノ使ヒ以テ其ノ權限ヲ減殺セ

一 獨之使ト數回滯滯トガチーアイロニヨ玉百何分變
空不致在る先ツ上内五番之稅關首長へ申事一仲
裁至を山登くと存片閣下ニハ後板と共ニ決定を兼
及との難板之も共ニ仲裁、任一ツル此係レ仲裁人
も亦く不空片

一 自好止分税を存するツルハ拙者ハ許以ぬ
すひハ秩布をさう致と存片獨之使ニ仲裁を乞
ふとの事ハ不同意なり

一 拙者も亦く同意せずハハ何ハ此係レチーアイロニを
保きた事ハ五番西諸判トトク通リ不同意致

外務省

大野 寛 友 藏

大野 寛